令和７年度第３回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録

日　　時	令和８年１月15日（木）13時30分～15時30分
開催場所	横浜市役所　18階会議室（みなと１・２）
出 席 者	門谷委員、梅原委員、熊坂委員、矢村委員、西尾委員、鈴本委員、宮越委員 白石委員、髙木委員、山野上氏（服部委員代理）、岩松氏（森下委員代理）、 小菅委員（鈴木委員代理）
欠 席 者	藤井委員、倉澤委員、水野委員
開催形態	公開（傍聴者２名）
議　　題	１　開会 ２　協議事項 （１）道路運送法第79条新規登録申請に係る協議（２団体） （２）道路運送法第79条登録団体の運賃変更等に係る協議（５団体） （３）道路運送法第79条登録団体の更新登録申請に係る協議（８団体） ３　報告事項 （１）道路運送法第79条登録団体の変更報告 （２）事故報告（２団体） （３）福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について （４）「福祉有償運送についてよくある質問」について （５）地域支え合いドライバー支援講習について （６）横浜市福祉有償移動サービス運営協議会委員推薦依頼について
決定事項	**決定事項** **・協議事項（１）から（３）までについて協議が調った**
議　　事	**１　開会** **２　協議事項** **（１）道路運送法第 79 条新規登録申請に係る協議（２団体）** （西尾会長）新規登録申請が２団体の説明があった。質疑を行いたいと思う。質問等あるか。 （山野上氏）感想になるが、今回申請があった資料２－１NPO法人宮ノマエストロは地域包括支援サービス（サービスB）という地域の人が支える居場所づくり事業を実施している団体が、歩行が難しくなった利用者をみんなで支えようという気持ちで申請されたことが嬉しかった。自分が所属している特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会も、最初のころは地域のニーズに合わせて活動をしていた。自分たちも同じような送迎を行いたいと思ったが、担い手不足で実現できなかった。これからいろいろな地域の方が、今回のパターンを学び活動ができればいいと思った。また特定非営利活動法人サポートめぐみも再度申請をしてくれた。地域の方の

	声が後押ししてくれたのだと思う。 （西尾会長） 全体的にサービス提供できる団体が減少している中、新たに、地域主体で活動している団体（サービスB）が送迎を行う団体の申請があった。運賃の金額の基準内に納まっている。その他意見等あるか。 （ 委 員 ） 異議なし。 **（２） 道路運送法第79条登録団体の運賃変更等に係る協議（５団体）** （西尾会長） 料金変更申請４団体、変更登録申請（旅客の範囲の拡大）１団体の説明があった。質問等あるか。 （白石委員） 一般社団法人リンクウェルせやについて、新規で依頼をしても無料になるのか。 （西尾会長） 資料３−３の一般社団法人リンクウェルせやの料金が上がるということで、事務局からの説明の中では、事業所の移動支援の対象者については無料で送迎をするということであったが、新規の方についても無料で送迎をするのかという質問があったが、これについて事務局から説明をお願いしたい。 （ 事 務 局 ）団体からのヒアリングでは、障害福祉サービスの移動支援事業を利用している方は、ほぼ毎日利用をしているため負担が大きくなる。そのため、今後は無料で実施すると聞いている。現在、対象となる方は２名である。同じ条件に該当する方であれば、新規の方でも同様の対応になる。福祉有償移動サービスの対象者というのは、障害福祉サービスの移動支援ではなく、通院や余暇等で利用される方になる。 （白石委員） 了解した。 （門谷委員） 他の団体の受付日は11月になっているが、この団体の資料には４月と記載されているがなぜか。 （ 事 務 局 ）記載ミスである。 （門谷委員） その点については了解した。運送の対価について、以前の金額の20倍になり、よく利用する方は無料にするということだが、道路運送法では旅客に対して差別的な扱いをしてはならないと謳われている中で、よく利用する人は無料にし、たまに利用する人からは料金を収受し運営していくというのはいかがなものか。 （ 事 務 局 ）前提として、福祉有償運送は営利を目的としているものではない。障害福祉サービスの利用者の負担感を考慮し、無料で行うことは事業として問題ないと考える。 （山野上氏） 一般の方でもほかの場所へ通所している方が対象なのか知りたい。たとえば白石委員が利用したいと言った時に、ここに通所していなくても頼めるのか、大きな違いになると思うので分かれば知りたい。

	（事務局）そこまでの詳細な聞き取りはしていないが、おそらくこの法人の範囲の中での話だと思う。 （西尾会長）おそらく、リンクウェルせやが移動支援を実施し、そのサービスを利用されている方には無料ということではないか。それ以外の土日の通院や余暇利用、また障害福祉サービス以外のサービス利用者は、福祉有償運送で対応するという理解ではないか。運送の対価の上がり方は大きいが、申請されている運送の対価も、１キロ200円であり、大きな負担ではないと思う。基準となる金額はいくら程度か。 （門谷委員）400円程度。だからその半額ぐらいの金額の設定になる。 （西尾会長）自分の理解では、この法人の障害福祉サービスのサービス利用者は、この事業の範囲では無料となる。それ以外の利用やそれ以外のサービス利用者については、福祉有償運送の対象となる。 （白石委員）リンクウェルせやの対象者は何名ぐらいいるのか。リンクウェルせやの事業内容をもっと詳しく知りたい。法人内で実施しているものが対象なのか、法人外のサービスも対象なのか教えてください。 （事務局）リンクウェルせやについては、更新申請の協議でも出てくる。資料６－２が、この団体の更新資料になるのでご覧いただきたい。事業は、障害福祉サービスや介護事業サービスを実施している。対象利用は、身体障害者、知的障害者、要介護認定を受けている方、計12名である。 （西尾会長）更新申請対象団体なので、資料６－２に事業や対象者が記載されているということだ。今回対象となる方は先ほど２名と説明があったが、おそらく身体障害者手帳をお持ちの方か知的障害者の方で移動支援サービスを利用されている方が２名いるということだと思う。 （白石委員）今、西尾会長の意見が聞きたかったことである。 （西尾会長）この団体の正式な提出日はいつか。 （事務局）令和７年11月12日が正しい日付である。 （西尾会長）そのほか、いかがか。 （白石委員）リンクウェルせやについては20倍の値上げとなるが、利用できなくなる人はいないのか。 （事務局）数字上では20倍の値上げとなるが、もともと金額を見ていただくと１キロあたり10円と、他の事業者と比較していただいても、この金額で大丈夫なのかと思われる金額設定になっている。昨今の物価高騰もあり、なかなか現在のサービス量では運営が厳しくなってきたため、ほかの事業所とおなじく実費の範囲で金額を設定した。20倍というインパクトはあるが、特別な金額設定ではない。とはいえ、毎日利用する方には負担がふえることになるため考慮し、福祉有償運送の対象から外した。毎日利用しない方の場合は、大きな負担にはならないのではないかと判断でき

	ると思う。 （白石委員）今までの赤字だったと思うが、どうやって補填していたのか。 （事務局）資料６−２にも記載があったが、障害福祉サービスや介護事業サービスを該当団体は実施している。今までも赤字だったと思うが、団体が実施しているこれらのサービスで赤字分を負担していたと聞いている。 （西尾会長）そのほか、いかがか。特に質問等なければ、この料金変更４団体、変更登録申請（旅客の範囲の拡大）１団体については、協議が調ったということでよろしいか。 （委員）異議なし。 **（３）道路運送法第79条登録団体の更新登録申請に係る協議（８団体）** （西尾会長）更新申請協議団体のうち、資料６−１特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会については山野上氏が所属している。当運営協議会運営要綱第６条第３項に可否の議決には加わることができないことになっている。公平な質疑のために、山野上氏には該当協議の間退席をしていただくことにさせていただき、控室でお待ちいただきたい。 （西尾会長）資料６−１特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会の更新について、質問等あるか。質問等なければ、協議が調ったということでよろしいか。 （委員）異議なし。 （西尾会長）それでは、山野上氏にはお戻りいただくことにする。 （西尾会長）引き続き、７団体の更新登録申請について協議を行いたい。 （白石委員）今回更新を行わない４団体の廃止の理由は資料に記載されているか。 （事務局）事業を終了する旨の連絡はあったが、廃止届については、まだ提出されていない。（制度上、廃止後30日以内に届け出るため）これから正式に書類が提出されると思う。廃止理由については、廃止届に記載される。現時点では詳細は把握していない。 （山野上氏）更新の団体については問題ないと思うが、廃止される団体について感じたことがある。（自分が所属している）特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会は、団体や利用者から多くの相談を受ける。暮れあたりから、この団体が廃止するにあたり、他の団体を紹介してほしいという依頼が多数あった。福祉有償運送団体も減少していること、介護タクシーの配車アプリも行っていることから介護タクシーを紹介している。介護タクシーは内容も良いので、安心して紹介をしている。利用者からは、お金がかかることは仕方ないことだが、（廃止する団体が）とても良かったので、同じような優しい配慮ができるところを紹介してほしいという条件つきで相談がある。廃止する団体が、とてもよく活動をしていた

	ということを伝えたい。 （西尾会長）今回の協議で、新規申請団体が２団体あったが、更新せず廃止する団体が４団体で、全体として団体数が減少傾向にある。廃止団体については、協議会では取り上げないのか。 （事務局）廃止については正式に届出があれば、次の報告事項の軽微な変更報告で理由も含め報告する。今回資料４の※印の団体については、次回の運営協議会で軽微な変更報告で報告することになると思う。 （西尾会長）更新登録申請の７団体について、その他質問等なければ協議が調ったということでよろしいか。 （委員）異議なし。 **３　報告事項** **（１）道路運送法第79条登録団体の変更報告事項** （西尾会長）軽微な変更の報告について事務局から説明があったが、質問等あるか。 （白石委員）車両変更について質問がある。ワゴン車の変更はあったか。 （西尾会長）資料には「車いす車」や「セダン等」という整理で書かれている。白石委員のワゴン車というのは、車いす車という意味で良いか。 （白石委員）そのとおり。 （事務局）資料の中ではまとめの整理ができていないが、「車両の増車・減車」「種類の変更を伴う車両の入替」の項目ごとに見ていただければ、車いす車の増減については確認できる。 （白石委員）なぜこのような質問をするかというと、車いすも大型化、重量化している。私は断られることが多いため、気になって質問をした。 （西尾会長）ワゴン車であっても、白石委員は断られることが多いということか。 （白石委員）そのとおり。 （西尾会長）軽自動車では難しいと思うが、大型車でも難しいか。 （白石委員）ハイエースクラスでないと難しい。車いすもどんどん進化しているため、それに対応していかないといけない。協議会でも内容が分かるようにして欲しい。 （西尾会長）資料については今後検討するということでよいか。 （山野上氏）福祉有償運送は、そもそも地域の支え合いの活動から始まっている。車を使用した際に、利用者が毎回気を遣うので会費制にしよう話し合いで決めたところ、公道を料金収受し、走ることが道路運送法上問題になり、過去に白タクと呼ばれたこともあった。介護保険が出来た際に、地域の支え合いの活動も１つの資源として活用し、生活導線を守るということもあり、タクシー業の下位の位置づけとして福祉有償運送が始まった。助け合いの活動から始まったので、福祉車両ではなく、自分たちの

	自家用車（セダン等）が空いている時に、自分のできることで助け合おうということが福祉有償運送の始まりである。特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会も、車いす車４台で登録しているが、これらは運転者の自家用車である。たまたま家族の中で介護が必要だったために車いすを購入した。その車両を他の方のためにも活用したいという気持ちから、運転者として登録をし、持込車両として登録した車いすが４台となっている。回転シート車の同様の理由だが、当団体は福祉車両が６台という登録内容になっている。事業として行っている訳ではく、運転者等の好意で成り立っている。白石委員のような相談も受けることがあるので理解はしているが、福祉有償運送ではない移動手段で、安全に快適に行きたいところに行けるような仕組みを行政に考えて欲しい。ボランティアとしてできることは、いろいろ活動していきたい。 （西尾会長）福祉有償運送だけでは、すべての移動・外出のニーズに応えることが難しい。介護タクシーや行政のサービスもある。 （山野上氏）障害者は福祉タクシー券もあり、介護タクシーやUDタクシーを利用することもできる。 （西尾会長）移動が困難な方の移動を支援していく、安心して移動できる設備の整った車両を増やしていくことも必要であることは団体にも受け止めてもらいたいという意見があった。 （白石委員）UDタクシーはほとんど利用できない。 （西尾会長）UDタクシーとはどういったものか。車いすに対応していないのか。座席がでてくるような車両なのか。 （事務局）（障害自立支援課）UDタクシーの購入に伴う補助事業を行っている。UDタクシーとは、タクシー仕様のジャパンタクシーでレベル１と言われているものとシエンタやノア、セレナ等レベル準１と言われているものがある。ジャパンタクシーは、大型車椅子では横向きのまま乗車することになってしまう。レベル準１は後ろからスロープ式で乗車でき、横浜市ではいずれも補助を行っている。国は車いすの方だけでなく、インバウンドの旅行者や高齢者、バギーとかお子様連れの方も乗りやすい車両ということで国も普及活動を行っている車両である。ジャパンタクシーが乗車しづらいという声があるのは承知しており、県のタクシー協会には、障害者の方のお声は伝えている。 （西尾会長）障害自立支援課という部署で補助事業をやっているということだ。その他質問等あるか。ないようであれば、次の報告事項に移りたいと思う。 **（２） 事故報告（２団体）** （西尾会長）２件の事故報告があった。意見等あるか。

	（小 菅 氏）この２件の事故は発生の状況が似ているように思われる。このような事故報告は、他の団体にも情報の共有がされているのか。 （事 務 局） これまでも事故報告はあったが、事故報告について他の団体に共有するといったことはしてない。 （小 菅 氏）団体名などを伏せた形で、情報共有すると再発防止に寄与するのではないか。 （西尾会長） この後の報告事項である安全確認の報告にもつながると思うが、意見があったということで検討して貰えればと思う。 （事 務 局）今後の対応として、事故の内容を精査し、他団体への共有も検討していきたいと思う。 （西尾会長） ヒヤリハットや事故の報告を分析していくというのは重要なことだと思う。積極的に取り組んでほしい。その他よろしいか。 （白石委員） この事故は同じような事故であるが、先ほど白タクという言葉がでてきたが、車いすが非常に危険な乗り物であるという認識がボランティアの中で低いと思う。研修等を実施してみてはどうか。 （西尾会長） この後にも報告があると思うが、安全確保という面からのドライバーの研修の意見があった。その他意見等なければ次の報告事項に移りたいと思う。 **（３）福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について** （西尾会長） 福祉有償移動サービス実施団体へ訪問し、確認を行った報告が事務局からあった。何か質問等あるか。 （白石委員） 報告事項の内容から逸れるかもしれないが、福祉有償移動サービスの中で、高齢者や障害者を問わず、対象者の中に車いす利用者の割合はどのくらいか。 （事 務 局）旅客に関する届出の内容は、旅客の要件（イロハニホヘト）に該当する利用者の人数となっている。そのため、車いす利用者の人数・割合については把握していない。 （西尾会長） 各団体の対象者の人数の届出はあるが、車いすを利用している方の割合は確認できないということだ。 （白石委員） 把握する必要はないということか。 （事 務 局）車いす利用者の必要性を把握する、しないという形での集約ではなく、必要な届出の中での情報になる。車いすを利用されている方だけでなく、他の障害者の内訳等も取っていない。手続きの中で必要な情報を提出してもらっている。 （白石委員） 車いすの場合、横転死亡事故が多いので気を付けてほしい。 （西尾会長） 運送する団体の登録や変更について審査している。利用者の立場で、安全な運送が出来るよう取り組んでほしいという意見があった。定期的に団体を訪問し、法令や規則に基づいて記録の確認等を行っているという報告であった。その他いかがか。質問等なけれ

	ば、次の報告事項へ移りたいと思う。 **（４）「福祉有償運送についてよくある質問」について** （西尾会長） よくある質問を整理して、活動をしている団体やこれから活動をしようと検討している団体が大切なポイントを理解できるようホームページに掲載をするということだ。質問等あるか。 （山野上氏） とても良いと思う。福祉有償運送はボランティアから始まった事業である。できることを安全に配慮し、できる範囲で活動している。 （事務局）掲載方法についてより良い形を検討する。 （西尾会長） ホームページには、団体名や利用者の範囲等の団体情報も掲載されていたと思う。そのページによくある質問も掲載されるのではないかと思う。横浜市の福祉有償運送がどのような形で行われているのか分かりやすくなると思う。その他いかがか。 （白石委員） 無料で人を乗せる白タクにあたるのか。有償移動サービスの要綱に引っかかるのでしょうか。 （西尾会長） 福祉有償運送の定義というか。 （白石委員） そのとおり。 （西尾会長） この福祉有償運送の制度がスタートした時に、実費程度の基本は無償の地域なボランタリーな送迎については登録が必要ない。有償での運送の場合については、協議会での協議が必要であると道路運送法で決められている。運輸支局の方から、くわしい説明をいただきたいと思うが。 （神奈川運輸支局）他人の需要に応じて、有償で人や物を運ぶことが運送事業であり、許可を必要とする。ケースバイケースではあるが、無償で行うということであれば、登録や許可の道路運送法の適応外になり、白タクにも当たらない。基本的には無償であれば対象外である。 （白石委員） 無償の場合は対象外ということで良いか。 （神奈川運輸支局）そのとおり。 （白石委員） 了解した。 （西尾会長） 無償の場合は対象外ということだ。よろしいか。それでは次の報告に移りたいと思う。 **（５） 地域支え合いドライバー支援講習について（都市整備局）** （西尾会長） 事務局から地域支え合いドライバー支援講習について説明があった。意見等あるか。 （鈴本委員） 横浜市の北部ブロックでの開催に偏っているように感じるが、他のブロックでの開催についてはどのようになっているのか。 （事務局）所管課が不在のため明確な回答はできないが、以前市内全域での開催は出来ないのか聞いたことがある。その時は、受講する方や講師の方の関係等の理由もあり、北部を中心に実施しているという事だった。ご意見を承ったことを所管課に伝える。 （白石委員） 車いすはトランクに積んで実施しているのか。

	（西尾会長） 研修の内容ということか。実施している講習の内容は、運転者講習とセダン等講習だが、写真の様子だと車いすを使用して研修を行っているように見える。 （事務局）実際の研修の中で、福祉車両を手配し、車いすの乗降介助の内容を実施している。座学では、介助のやり方や注意点などを実施していると聞いている。 （山野上氏） 所属している団体でも国交省の認定講習を開催している。これは、福祉有償運送に関連する法律で定められている。研修の内容も時間単位で決められている。研修内容の中には、実際に福祉車両を使用し運転をすることも義務付けられているため、福祉車両を操作し練習をする。セダン等講習というのは、自家用車を乗っている人が、車に移乗させる際の配慮ということでプラスアルファの内容になる。福祉有償運送における運転者講習は、福祉車両の運転しか行わない運転者は運転者講習の受講のみで良いということになっている。福祉車両の操作と当事者の理解等を学ぶカリキュラムになっている。 （白石委員） 了解した。 （西尾会長） ２日間で何時間くらい研修を行うのか。 （山野上氏） 項目ごとに時間が定められている。 （西尾会長） この講習では「交通空白地有償講習」もあり、福祉有償運送の講習もあるということか。 （山野上氏） それぞれある。 （西尾会長） 青葉区役所で参加された９名のうち４名は福祉有償運送の講習を受講されたということだ。 （山野上氏） 開催者はどの講習を行うか運輸支局に登録をし、それに基づき研修を実施し報告をする。 （西尾会長） 団体に所属している参加者もいるが、この講習を受講した後に福祉有償運送の運転者として活動を始める参加者もいる。 （山野上氏） そのとおり。 （白石委員） セダン型だと車いすから移乗させるため、危険を伴うと思う。自分のように車いすに乗ったままであれば危険はない。移乗させることで、かえって危険になる。気を付けて行ってほしい。 （西尾会長） 講習の中では福祉車両を使用し、セダン等講習では移乗させる講習も行っているようだ。その他いかがか。 （梅原委員） 所属している団体の対象者は高齢者だが、仕事で障害者のヘルパー業務をしている。高齢者が利用するような車いすの場合はスムーズに車両に乗せることができるのだが、車いすが大型の場合や通所の場合は荷物もあるため、車両に乗せることが困難な場合がある。困ることは、乗車させるために無理やり押し込んだりする。リクライニング式の車いすの場合は、背中の可動域に遊びがあるので、押し込まれると前のめりになってしまう。難しい場合は４回・５回とやり直している状況を見かける。研修の中で聞きたいと思ったのは、高齢者等が利用する車いすだけでなく、白石委員も発言されて

	いたが、重度心身障害者が利用するリクライニング式の車いすなどを用いた研修をしているのか。されていないようならぜひ取り入れていただけると嬉しい。 （西尾会長）研修内容について要望があった。 （熊坂委員）梅原委員の発言にあった場面を毎日のように目にする。最近は、利用者の体格も大きくなっているため、車いす自体も大きくなっている。既成の車いすではなく、利用者に合わせた車いすも多く、大きさにばらつきがある。１人乗車させるのであればいいが、送迎の際など２人乗せる場合は、前にいる体格が大きい人がいると乗車するのも大変である。場合によっては、頭をぶつけたりすることもある。家族が事業者に利用者が頭を怪我している理由を聞いても、職員は答えられない。講習では、いろいろな車いすがあることを伝えてほしい。また車いすメーカーの人にも参加していただき、情報提供もお願いしたい。ぜひ検討してほしい。 （西尾会長）車いすも障害に合わせた形で、多様化しているということだ。利用される方の立場、家族や職員からの立場からの貴重な意見をいただいた。講習や安全確保の中で生かしていただきたい。その他いかがか。質問等なければ、次の項目に移りたいと思う。 **（６）横浜市福祉有償移動サービス運営協議会委員推薦依頼について** （西尾会長）現在の任期が令和８年３月末までということで、所属団体へ推薦依頼があるということだ。質問や情報提供等なければ令和７年度第３回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会は以上とさせていただく。 **（終了）**